

岩手県告示第276号

出納員に対する委任事項（平成20年岩手県告示第99号）の一部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行する。

令和3年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前	改正後
11 <u>広域振興局土木部ダム管理事務所並びに盛岡広域振興局土木部築川ダム建設事務所及び岩手土木センター</u> 、 <u>県南広域振興局土木部北上土木センター</u> 、 <u>遠野土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び大船渡土木センター住田整備事務所</u> （以下「 <u>広域振興局土木部ダム管理事務所等</u> 」という。）の出納員に対する委任事項 [略]	11 <u>広域振興局土木部ダム管理事務所並びに盛岡広域振興局土木部岩手土木センター</u> 、 <u>県南広域振興局土木部北上土木センター</u> 、 <u>遠野土木センター及び千厩土木センター並びに沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター及び大船渡土木センター住田整備事務所</u> （以下「 <u>広域振興局土木部ダム管理事務所等</u> 」という。）の出納員に対する委任事項 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	